

習志野市告示第85号

改正 平成23年3月1日 告示第70号
改正 平成24年7月9日 告示第194号
改正 平成26年4月30日 告示第115号
改正 令和2年3月31日 告示第86号
改正 令和3年3月24日 告示第37号
改正 令和4年5月9日 告示第159号
改正 令和6年4月1日 告示第91号
改正 令和7年3月28日 告示第57号
改正 令和8年3月30日 告示第71号

習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するために、習志野市木造住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)を予算の定めるところに従って補助金を交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げる全ての要件を満たす住宅をいう。

ア 本市に存すること。

イ 一戸建ての住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。)であること。

ウ 柱、はり等の主要構造部が木材の在来軸組構法及び桝組壁工法(2×4工法)によって建築された建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき、建設大臣の認定を受けた建築材料又は構造方法によって建築されたものを除く。)であること。

エ 地上階数が2以下であること。

(2) 木造住宅耐震診断士 市長が別に定める習志野市木造住宅耐震診断士登録等要領に基づき登録された者をいう。

(3) 木造住宅耐震診断 木造住宅耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補

強方法（改訂版）」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に記載された一般診断法又は精密診断法により地震に対する木造住宅の安全性を診断することをいう。

（４）判定値 木造住宅耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。

（５）耐震改修工事 平成１２年５月３１日以前に建築し、又は着工された木造住宅であって、木造住宅全体の判定値が１．０未満であるものについて、当該判定値を１．０以上とする工事（二段階耐震改修工事を除く。）をいう。

（６）二段階耐震改修工事 昭和５６年５月３１日以前に建築し、又は着工された木造住宅であって、木造住宅全体の判定値が０．７未満であるものについて、次に掲げる工事により、当該判定値を１．０以上とする工事をいう。

ア 一段階目耐震改修工事（木造住宅全体の判定値を１．０以上とする補強計画に基づく一部の工事により、当該判定値を０．７以上とする工事又は木造住宅の１階部分の判定値を１．０以上とする工事をいう。）

イ 二段階目耐震改修工事（一段階目耐震改修工事を実施した木造住宅全体の判定値を１．０以上とする工事をいう。）

（７）耐震改修工事等 耐震改修工事及び二段階耐震改修工事をいう。

（８）設計 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第６項の設計をいう。

（９）工事監理 建築士法第２条第８項の工事監理をいう。

（１０）施工者 耐震改修工事等の請負者で建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受けている者をいう。

（１１）耐震改修利子補給制度 耐震改修工事に係る独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け融資の利子補給制度であって、市長から対象事業であることの証明書の交付を受けた者が利用できるものをいう。

（補助対象者及び補助対象事業）

第３条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、木造住宅の耐震改修工事等を行う者であって、次に掲げる要件を満たすもの（一の木造住宅を所有する者が２人以上いる場合は、その者らが代表者として選任したものに限る。）とする。

（１）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

（２）木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

（３）市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。

- 3 補助対象事業は、耐震改修工事又は二段階耐震改修工事（木造耐震診断士により設計及び工事監理が行われるものに限る。）とする。ただし、木造住宅（当該木造住宅と同一の敷地内に他の建築物がある場合にあっては、当該建築物を含む。）が、建築基準法の規定（集団規定であるものに限る。）に適合していない場合を除く。

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業（前条第3項の補助対象事業をいう。以下同じ。）に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額を合算して得た額

ア 耐震改修工事等に係る工事費の額（消費税及び地方消費税を除く。）に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1,150,000円（二段階耐震改修工事にあつては、段階ごとに575,000円）を限度とする。

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

（2）耐震改修利子補給制度を利用する場合 次に掲げる額を合算して得た額

ア 耐震改修工事に係る工事費の額（消費税及び地方消費税を除く。）に5分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、575,000円を限度とする。

イ 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

- 3 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第1号イ及び第2号イの額を差し引いた額を交付するものとする。

（交付申請）

第5条 交付規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、耐震改修工事等の契約を締結する前に、習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、習志野市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けた者は、第1号及び第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（1）木造住宅の登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類

（2）建築基準法の規定（集団規定に限る。）に適合していることが確認できる書類

（3）木造住宅耐震診断結果報告書の写し

(4) 耐震改修工事等に係る工事費の見積書の写し

(5) 案内図

(6) 耐震改修工事等に係る設計図書(耐震改修工事等に係る工事費の見積書作成に当たって必要となる補強計画書、補強計画図、補強計算書、工事内容内訳明細書、特記仕様書等)

(7) 施工者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 市長は、習志野市木造住宅耐震改修費補助金の交付の目的を達成するため、次のとおり条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を申請した年度の2月15日までに補助対象事業を完了すること。ただし、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(2) 耐震改修工事等における筋かい、金物等の設置後に、立会い検査申請書(別記第2号様式)を市長に提出し、立会い検査を受けること。

(3) 交付規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)が、補助対象事業に係る木造住宅に、当該決定の日から起算して5年間以上居住すること。ただし、災害、疾病その他当該木造住宅に居住することができないやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(4) その他市長が必要と認める条件

(代理受領)

第7条 市長は、交付決定を受けた者からの委任に基づき、交付決定を受けた者に支給されるべき額の限度において、交付決定を受けた者に代わり、施工者に当該補助金を支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の支給があったものとみなす。

3 交付決定を受けた者から補助金の受領の委任を受けた施工者(以下「代理受領者」という。)は、当該交付決定を受けた者から、耐震改修工事等に係る工事費から補助金の額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。

4 代理受領者は、前項の規定により支払いを受けたときは、交付決定を受けた者に対し、当該支払いを受けた額に係る領収書を交付しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付規則第16条の規定により実績報告をしようとするときは、習志野市

木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）耐震改修工事等の契約書の写し
- （2）工事監理報告書
- （3）状況写真（耐震改修工事等を行う部位ごとに、施工前、施工中及び施工後の状況を撮影したものをいう。）、及び材料写真（使用した主な材料の寸法及び仕様を撮影したものをいう。）
- （4）使用した材料の仕様書
- （5）耐震改修工事等に係る工事に要した費用の請求書の写し
- （6）耐震改修工事等に係る工事に要した費用の領収書又は前条第4項の領収書の写し
- （7）耐震改修工事等に係る設計図書（第5条第6号の規定により提出した設計図書に変更が生じた場合に限る。）
- （8）第6条第3号に係る誓約書
（交付の請求）

第9条 交付規則第19条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、代理受領者が補助金を受領する場合は、委任状（別記第5号様式）を添えなければならない。

（申請書等）

第10条 交付申請書、実績報告書及び交付請求書の様式は、交付規則第5条第3項、第16条第2項及び第19条第3項の規定により、この要綱に規定する別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式によるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日 告示第70号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日 告示第194号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年4月30日 告示第115号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 告示第86号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 告示第37号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月9日 告示第159号）

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則（令和6年3月29日 告示第91号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日 告示第57号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日 告示第71号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。